

令和5年4月14日

会員各位

滋賀県木材協会

軽油引取税の課税免除の特例措置の利用状況に関する調査について（調査依頼）

平素より当会の事業運営に、理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、林業・木材産業を対象とする軽油引取税の課税免除の特例措置については、令和6年3月末までの延長が認められているところですが、過去3回にわたり税務当局から全業種において厳しい指摘がなされており、令和3年度税制改正要望においては、厳しい折衝の後、3年間の延長が認められたものの、一部業種が適用対象から除外される結果となりました。令和5年度の税制改正要望においてもより一層厳しい折衝となることを見込まれる中、各業種における特例の活用率や免税軽油使用量、生産費や営業利益に占める免税額の割合等の実績が非常に重要な基礎資料となります。

つきましては、林野庁より、全ての林業・素材生産業・木材加工業・木材市場業・パーク堆肥製造業等を営む者を対象に、免税軽油使用状況を調査するよう依頼がありましたので、（別紙1）の調査要領をご確認いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査票につきましては滋賀県木材協会ホームページ 会員専用ページに掲載しておりますのでご利用ください。パスワードは mokuzai です。

林業・木材加工業・木材市場業・バーク堆肥製造業における  
免税軽油使用状況調査 調査要領

1 調査項目

- ・林業、素材生産業、木材加工業（注）、木材市場業、バーク堆肥製造業等の業種の細分
- ・令和4年度における免税軽油使用の有無、保有・使用機械、生産費・燃料費・営業利益等

(注) 木材加工業：一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業（建具を除く）、合板製造業、建築用木製組立材料製造業(プレカット製造業)、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業

2 留意事項

- (1) 別添の調査票「免税軽油使用状況調査票（.xlsx ファイル）」に回答をお願いします。設問は全部で9問ございます。特に設問7につきましては、本特例による効果を把握するために重要なデータとなりますので、免税軽油を使用されている場合は、必ず回答をお願いします。
- (2) 回答は、できる限りメールまたは記録媒体（CD・DVD）により、xlsx ファイル形式でご提出ください。
- (3) フォルダ名は「滋賀県\_〇〇（企業名）\_免税軽油使用状況調査票.xlsx」としてください。
- (4) 複数の木材関係団体に所属されている場合、別の団体からも同様の調査票が送付される場合があります。その場合、任意の1団体にのみ回答をご提出ください。
- (5) 複数の工場等がある場合、工場単位でご回答ください。工場単位での実績の把握が困難な場合、企業単位でご回答ください。
- (6) 本調査結果は、税制改正要望以外の目的では使用しません。また、いただいた調査票については厳重に管理し、税制改正要望後にすみやかに削除致します。

3 調査票の提出先

滋賀県木材協会 〒520-2144 大津市大萱四丁目 17-30

E-mail : [info@mokkyo.com](mailto:info@mokkyo.com)

FAX : 077-574-7607

4 調査票の提出期限

令和5年6月30日（金）